

福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

令和5年度に向けた胃がん部会提言

【提言】

1 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・市町村は、自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因究明及び改善に努めること。
- ・事業・活動等について評価を行い、効果検証を行うこと。
- ・検診及び精検の未受診者を正確に把握し、対象者の受診勧奨に努めること。
- ・がん登録のデータについて住民へ還元し、検診への意識向上を図ること。

2 精度管理の徹底について

- ・市町村は、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行い、がん検診の質の向上に努めること。
- ・がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守の徹底に努めること。
- ・がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施すること。
- ・内視鏡検査の広域化について、県と県医師会が協力して具体的な協力体制の検討を進めていくこと。
- ・胃がんリスク検査としてABC検査を実施する場合は、検査の精度管理や検査後のフォロー体制について、医師会や医療機関と十分に検討し、管理体制を確立した上で実施すること。
- ・県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

【関係機関で対応すること】

1 県事務局での対応すること

(1) 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・市町村が自市町村の現状を把握・検証できるよう、受診率等の結果を市町村へフィードバックする。
- ・事業・活動等について評価を行い、効果検証を行う。
- ・部会委員と協力しながら、がん登録のデータについて整理し、検診の必要性を住民に還元できる資料を作成する。

(2) 精度管理の徹底について

- ・市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。
- ・市町村対象の研修会や各保健福祉事務所と連携した市町村への個別支援等を通し、国の指針や検診台帳の作成等がん検診チェックリストに沿ったがん検診の実施について助言・指導を行う。
- ・胃内視鏡検査の広域化及び検査医・読影医の質の確保について、県医師会と協力し、検診体制の充実に向けた検討を進める。
- ・市町村の実施状況（ヘリコバクターピロリ感染に係る対応状況を含む）を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。
- ・胃がんリスク層別としてABC検査を実施する市町村に対して、管理体制や検査後のフォローアップ体制について、医師会や医療機関と十分な検討をし、管理体制を確立させた上で実施するよう周知徹底をする。

2 市町村が対応すること

(1) 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因究明及び改善に努める。
- ・事業・活動等について評価を行い、効果検証を行う。
- ・検診及び精検の未受診者を正確に把握し、対象者への受診勧奨を行う。

(2) 精度管理の徹底について

- ・「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行う。
- ・がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守を徹底する。
- ・がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施する。
- ・胃がんリスク検査としてABC検査を実施する場合は、検査の精度管理や、検査後のフォロー体制について、医師会や医療機関と十分に検討し、管理体制を確立した上で実施する。

3 県医師会に対応すること

(1) 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・低受診率の市町村に対する要因究明及び受診率向上に向けた取組について、必要に応じて助言・協力を行う。
- ・医療機関に対して、がん検診の受診、精検受診の必要性とともに、一次予防としてリスクファクターの軽減が重要であることを周知し、医療機関からの啓発活動強化に努める。

(2) 精度管理の徹底について

- ・市町村のがん検診を受託する医療機関は、国の示す「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、チェックリストに基づいて検診の実施状況を確認し、市町村へ報告するように周知を図る。
- ・がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、引き続き検診の質の確保のために、県と協力し、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。
- ・胃内視鏡検査の広域体制の整備に向けて県と協力し、具体的な体制整備の検討を進める。
- ・市町村がABC検査を実施する際には、適切な管理体制のもと実施できるように助言指導を行うよう、郡市医師会や医療機関へ周知を図る。

福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

令和5年度に向けた肺がん部会提言

【提言】

1 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・市町村は、各市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因究明及び改善に努めること。
- ・事業・活動等について評価を行い、効果検証を行うこと。
- ・喫煙対策について、県内の喫煙率は全国的にも高い水準にあるため、引き続き禁煙啓発活動を推進すること。

2 精度管理の徹底について

- ・市町村及び県はがん検診受診状況について、正確な数値の把握に努めること。
- ・市町村は、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行い、がん検診の質の向上に努めること。
- ・がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守の徹底に努めること。
- ・がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施すること。
- ・県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。
- ・読影のデジタル化・ネットワーク化について、引き続き郡市医師会・市町村の実情の把握に努めること。

【関係機関で対応すること】

1 県事務局で対応すること

- (1) 検診受診率及び精検受診率の向上について
 - ・市町村が自市町村の現状を把握・検証できるよう、受診率等の結果を市町村へフィードバックする。
 - ・喫煙のリスクや健康影響について、広く県民に教育・啓発を行う。
- (2) 精度管理の徹底について
 - ・市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。
 - ・市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。
 - ・市町村対象の研修会や各保健福祉事務所と連携した市町村への個別支援等を通して、国の指針や検診台帳の作成等がん検診チェックリストに沿ったがん検診の実施について助言・指導を行う。
 - ・読影のデジタル化・ネットワーク化について、引き続き市町村の実情の把握に努めること。

2 市町村が実施すること

- (1) 検診受診率及び精検受診率の向上について
 - ・自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因究明及び改善に努める。
 - ・事業・活動等について評価を行い、効果検証を行う。
 - ・喫煙対策について、県内の喫煙率は全国的にも高い水準にあるため、引き続き禁煙啓発活動を推進する。
- (2) 精度管理の徹底について
 - ・がん検診受診状況について、正確な数値の把握に努めること。
 - ・「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行う。
 - ・がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守を徹底する。
 - ・がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施する。

3 県医師会に対応すること

(1) 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・低受診率の市町村に対する要因究明及び受診率向上に向けた取組について、必要に応じて助言・協力をを行う。
- ・医療機関に対して、がん検診及び精検受診の必要性とともに、一次予防としてリスクファクターの軽減が重要であることを周知し、医療機関からの啓発活動強化に努める。

(2) 精度管理の徹底について

- ・市町村のがん検診を受託する医療機関は、国の示す「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、チェックリストに基づいて検診の実施状況を確認し、市町村へ報告するように周知を図る。
- ・がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、引き続き検診の質の確保のために、県と協力し、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。
- ・読影のデジタル化・ネットワーク化について、引き続き郡市医師会・市町村の実情の把握に努める。

福島県生活習慣病検診等管理指導協議会
令和5年度に向けた大腸がん部会提言

【提言】

1 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・市町村は、自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因究明及び改善に努めること。
- ・事業・活動等について評価を行い、効果検証を行うこと。
- ・検診及び精検受診率の改善・向上を推進するとともに、大腸がんのリスクファクターの軽減等、一次予防の重要性について普及啓発をすること。

2 精度管理の徹底について

- ・市町村及び県はがん検診受診状況について、正確な数値の把握に努める必要があること。
- ・市町村は、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行い、がん検診の質の向上に努めること。
- ・がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、特に精検未把握率がプロセス指標の基準値の10%以下となるように、精度管理の実施及び遵守の徹底に努めること。
- ・がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施すること。
- ・県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

【関係機関で対応すること】

1 県事務局での対応すること

(1) 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・市町村が自市町村の現状を把握・検証できるよう、受診率等の結果を市町村へフィードバックする。
- ・大腸がん検診及び精検受診率の改善に向けて、引き続き受診啓発に取り組むとともに、リスクファクターの軽減が重要であることの理解促進に努める。
- ・モデル市町村と連携した受診勧奨、精検未受診者への個別勧奨を行うとともに、追跡調査を実施しながら、大腸がん検診の受診状況について正確な値を把握し、現状や課題に沿った受診率・精度管理向上のための取り組みを行う。

(2) 精度管理の徹底について

- ・市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。
- ・市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。
- ・市町村対象の研修会や各保健福祉事務所と連携した市町村への個別支援等を通し、国の指針や検診台帳の作成等がん検診チェックリストに沿ったがん検診の実施について助言・指導を行う。

2 市町村が対応すること

(1) 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因究明及び改善に努める。
- ・事業・活動等について評価を行い、効果検証を行う。
- ・検診及び精検受診率の改善・向上を推進するとともに、大腸がんのリスクファクターの軽減等、一次予防の重要性について普及啓発する。

(2) 精度管理の徹底について

- ・がん検診受診状況について、正確な数値の把握に努めること。
- ・「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行う。
- ・がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守を徹底する。
- ・がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施する。

3 県医師会に対応すること

(1) 検診受診率及び精検受診率の向上について

- ・低受診率の市町村に対する要因究明及び受診率向上に向けた取組について、必要に応じて助言・協力をを行う。
- ・医療機関に対して、がん検診及び精検受診の必要性とともに、一次予防としてリスクファクターの軽減が重要であることを周知し、医療機関からの啓発活動強化に努める。

(2) 精度管理の徹底について

- ・市町村のがん検診を受託する医療機関は、国の示す「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、チェックリストに基づいて検診の実施状況を確認し、市町村へ報告するように周知を図る。
- ・がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、引き続き検診の質の確保のために、県と協力し、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。

福島県生活習慣病検診等管理指導協議会
令和5年度に向けた乳がん部会提言

【提言】

1 受診率対策に関して

(1) 若い世代へのがんを含めた健康教育

乳がん検診においては、国の指針変更により視触診が推奨されなくなったことから、日頃からの自己触診等乳房を意識する生活習慣（ブレストアウェアネス）が重要であること、また、異常があった場合には医療機関を受診し早期発見・早期治療につなげることが重要であることを十分に周知啓発すること。

また、若い世代に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」について、がん教育と連携しながら正しい知識及び検診の重要性を啓発すること。

(2) 効果的な受診勧奨・啓発活動の実施と検証

受診率やプロセス指標値について、各市町村の結果をフィードバックするとともに、各市町村の現状を認識してもらい、受診率及び精検受診率向上への対策を協議・実行すること。

また、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設ける他、現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等して、市町村の受診率向上に向けた取組を支援していくこと。

2 精度管理に関して

(1) 読影医が減少していることから、検診体制の充実に向けて、読影医の確保対策を講じていくこと。

(2) 県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

3 補助金等の活用について

(1) マンモグラフィのデジタル読影及びネットワーク化に向けて、市町村や医師会の実態把握に努め、デジタル機器整備に係る補助金の活用に関する情報を積極的に周知すること。

【関係機関で対応すること】

1 県での対応方針

(1) 受診率対策に関して

① 若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

若い世代に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」についての啓発資料の作成や学習機会の設定により、がん教育と連携しながらがんに対する正しい知識及び検診の重要性の啓発をする。

自己触診等乳房を意識する生活習慣（ブレストアウェアネス）については、その重要性及び方法について、引き続き普及啓発活動に努める。

② 様々な機会を捉えた県民への啓発活動の実施

これまで実施してきたがん検診の啓発事業を継続するとともに、県医師会と協力して、検診受診率向上に向けた普及啓発活動に取り組む。

③ 市町村の受診率向上対策への支援

市町村が自市町村のがん検診の現状を把握できるよう、受診率等のデータをフィードバックし、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図る。

④ 検診受診率・精検受診率向上対策についての助言・指導を行うこと。

現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等、指導・助言する。

(2) 精度管理に関して

① 読影医の確保

県医師会と協力した講習会を開催し、読影医の質の確保に努める。

② チェックリストの遵守状況の把握

市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。

また、市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。

③ 県と市町村の連携

各保健福祉事務所と連携し、市町村の現状について現状・課題の共有を行い、市町村に対する個別支援を行う。

(3) 補助金等の活用について

マンモグラフィのデジタル読影及びネットワーク化に向けて、市町村や医師会の実態把握に努めるとともに、デジタル機器整備に係る補助金の活用に関する情報について情報収集し、広く市町村や関係機関に対して積極的に周知する。

2 市町村が対応すること

(1) 受診率対策に関して

① 若い世代へのがんを含めた健康教育

日頃から自己触診等乳房を意識する生活習慣（ブレストアウェアネス）や異常があった場合には医療機関を受診し早期発見・早期治療につなげることを十分に周知啓発する。

また、若い世代に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」について、がん教育と連携しながら正しい知識及び検診の重要性の啓発をする。

② 効果的な受診勧奨・啓発活動の実施と検証

自市町村の現状を認識し、受診率及び精検受診率向上への対策を協議・実行する。また、現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行う。

(2) 精度管理に関して

① チェックリストの遵守状況の把握

「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。

3 県医師会で対応すること

(1) 受診率対策に関して

① 若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

県で作成する「女性のライフステージに応じた健康」に関する啓発資料の作成や学習機会の提供の際に必要なに応じて、助言・協力をする。

② さまざまな機会をとらえた県民への啓発活動の実施

ピンクリボン活動をはじめとするがん検診の啓発活動を引き続き実施するとともに、あらゆる機会を捉えて県と協力して啓発活動を行う。

③ 市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要なに応じて助言・協力を行う。

(2) 精度管理に関して

① 精検受診率の向上

精検受診率向上に向けて、かかりつけ医を通じた精検受診の周知を促進する。

② チェックリストの遵守状況の把握

市町村からがん検診を受託する際は、「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、検診の実施状況をチェックリストに基づき確認し、市町村へ報告するように周知する。

③ 市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要なに応じて助言・協力を行う。

④ がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、検診の質の確保のために、県と協力して、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。

福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

令和5年度に向けた子宮がん部会提言

【提言】

1 受診率対策に関して

(1) 若い世代へのがんを含めた健康教育

子宮頸がんでは20～30代の若い世代における受診率が低下傾向にあるため、この世代をターゲットとした受診勧奨の強化が受診率の向上のために必要である。

そのため、中高生など若年層に対し、がんを含めた女性のライフステージに応じた健康課題について、がん教育と連携を図りつつ、がんに対する正しい知識及びがん検診の重要性について普及啓発すること。

また、様々な機会を捉え、検診対象になる前から健康意識の向上や検診を定期的に受診することの重要性への理解を深め、検診受診への抵抗感を低減するための啓発活動を推進すること。

(2) 効果的な受診勧奨・啓発活動の実施と検証

受診率やプロセス指標値について、各市町村の結果をフィードバックするとともに、自市町村の現状を認識してもらい、受診率及び精検受診率向上への対策を協議・実行すること。

また、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設ける他、現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等、市町村の受診率向上に向けた取組を支援していくこと。

2 精度管理に関して

(1) 住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成・管理

がん検診の受診や要精検者の追跡のために住民台帳に基づいた検診台帳の作成は重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳の適正な作成と、それを活用した検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施すること。

(2) 県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

3 補助金等の活用について

(1) 子宮頸がん検診の受診率向上に向けて、市町村における無料クーポン券の発行を強化し、補助金の活用を呼び掛けていくこと。

【関係機関で対応すること】

1 県で対応すること

(1) 受診率対策に関して

① 若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

中高生に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」についての啓発資料の作成や学習機会の設定により、がん教育と連携しながらがんに対する正しい知識及び検診の重要性の啓発をする。

② 様々な機会を捉えた県民への啓発活動の実施

これまで実施してきたがん検診の啓発事業を継続するとともに、県医師会と協力して、さらなる検診受診率向上に向けた普及啓発活動に取り組む。

③ 市町村の受診率向上対策への支援

市町村が自市町村のがん検診の現状を把握できるよう、受診率等のデータをフィードバックし、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図る。

④ 検診受診率・精検受診率向上対策についての助言・指導を行う。

現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等、市町村の受診率向上に向けた取組について指導・助言する。

(2) 精度管理に関して

① 住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成

各市町村のがん検診台帳の作成状況の把握に努め、住民台帳に基づいたがん検診台帳を作成するように周知徹底する。

② チェックリストの遵守状況の把握

市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。

また、市町村に対して、「がん検診チェックリスト(検診実施機関用)」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。

③ 県と市町村の連携

各保健福祉事務所と連携し、市町村の現状について現状・課題の共有を行い、市町村に対する個別支援を行う。

(3) 補助金等の活用について

子宮頸がん検診における無料クーポン券の発行、市町村へ補助金の活用について周知徹底する。

2 市町村が対応すること

(1) 受診率対策に関して

① 若い世代へのがんを含めた健康教育

中高生など若年層に対し、がんを含めた女性のライフステージに応じた健康課題について、がん教育との連携による、がんに対する正しい知識及びがん検診の重要性について普及啓発する。

② 様々な機会を捉えた住民への啓発活動の実施

検診対象になる前から健康意識の向上や検診を定期的に受診することの重要性への理解を深め、検診受診への抵抗感を低減するための啓発活動を推進していく。

③ 効果的な受診勧奨・啓発活動の実施と検証

自市町村の現状を認識し、受診率及び精検受診率向上への対策を協議・実行する。また、現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行う。

(2) 精度管理に関して

① 住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成

検診台帳の適正な作成と、それを活用した検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施する。

② チェックリストの遵守

「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努める。

(3) 補助金等の活用について

子宮頸がん検診の受診率向上に向けて、無料クーポン券の発行を強化する。

3 県医師会に対応すること

(1) 受診率対策に関して

- ① 若い世代へのがんを含めた女性の健康教育
県で作成する「女性のライフステージに応じた健康」に関する啓発資材の作成や学習機会の提供の際に必要なに応じて、助言・協力をする。
- ② さまざまな機会をとらえた県民への啓発活動の実施
ピンクリボン活動をはじめとするがん検診の啓発活動を引き続き実施するとともに、あらゆる機会を捉えて県と協力して啓発活動を行う。
- ③ 市町村の受診率向上対策への支援
各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要に応じて助言・協力を行う。

(2) 精度管理に関して

- ① 精検受診率の向上
精検受診率向上に向けて、かかりつけ医を通じた精検受診の周知を促進する。
- ② チェックリストの遵守状況の把握
市町村からがん検診を受託する際は、「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、検診の実施状況をチェックリストに基づき確認し、市町村へ報告するように周知する。
- ③ 市町村の受診率向上対策への支援
各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要に応じて助言・協力を行う。
- ④ がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、検診の質の確保のために、県と協力して、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。